

## 宇都宮市

### ～ 遊休農地解消に伴う経営規模拡大の事例 ～

#### 【解消へ向けての経緯】

- ・当該地域は、ほ場整備が実施された区域であったが、高齢化等を理由に耕作放棄地が発生していた。
- ・地域の担い手が経営規模の拡大をきっかけとして解消への取組みが始まった。

#### 【交付金・事業活用の概要】

- 事業実施期間 平成28年度
- 対象面積 18.96 a
- 再生前の農地の状況  
雑草の繁茂に加え、一部樹木の侵入がみられた。
- 事業の内容  
再生作業（重機委託）、施設等補完整備（パイプハウス整備）

#### 【取組の成果】

- ・県単事業「遊休農地解消支援事業」と国庫事業「耕作放棄地再生利用交付金」を活用し、解消した農地でシイタケの栽培を開始した。
- ・日照条件が悪い等の理由により耕作放棄地となっていたが、日照等の耕作条件に左右されない作物を栽培することで農地としての利活用が図られ、経営規模の拡大に繋がった。



再生前



再生後

#### 【今後の取組】

- ・今後も、耕作放棄地解消に係る各種交付金を活用しながら、耕作放棄地の農地としての利活用を図る。
- ・経営規模の拡大を検討する農業者に対しては、耕作放棄地の解消と併せた規模拡大の取組みを促していく。

#### 【取組推進のポイント】

- ・土地改良区の役員が土地所有者と取組主体との間に入り、土地の賃借に係る合意形成を図った。

## 下野市

### ～ 特定農作業受委託による遊休農地の解消 ～

#### 【解消へ向けての経緯】

- ・耕作条件の良くない農地に遊休農地が多い状況と補助事業の周知不足もあり、積極的な取り組みは少なかった。
- ・農地等の利用の最適化の推進が必須事務に位置付けられたこと。
- ・解消しようとする遊休農地に隣接する不作付地の貸借を併せて交渉した。

#### 【交付金・事業活用の概要】

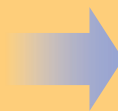
- 事業実施期間 平成28年度
- 対象面積 67a
- 再生前の農地の状況  
田 23a 畑 44a
- 事業の内容  
再生作業（草刈・抜根・耕起及び整地・  
土壌改良）

#### 【取組の成果】

- ・解消した遊休農地には小麦、大豆、かんぴょう等を作付する予定。
- ・積極的に解消に取り組む機運にはなっていない。その一方で、きれいになってよかったという声や、ねぎ等の連作できない作物の栽培農家からは取り組んでみたいという話が出ている。
- ・今年度からの取組みであるが、雑草の種子が周辺の農地に飛散しなくなると思われる。



再生前



再生後

#### 【今後の取組】

- ・不作付地の所有者、遊休農地所有者及び地域の担い手に対して、農地の有効活用と特定農作業受委託を含めた貸借制度の周知をする。
- ・地域の話合いの場等に積極的に参加し、作付する作物の情報を提供しながら、解消に取り組む担い手を確保する。
- ・ビニルハウス等を設置して規模拡大を考えている担い手等に交付金の周知を図る。

#### 【取組推進のポイント】

- ・地域協議会の事務局は農政課において行い、交付金支給事務は農業委員会が主体となって行った。
- ・農業委員会だより、市HP等への掲載。
- ・農業委員会、農業公社、農政課等での情報の共有化により情報提供する。
- ・農地法等の貸借に応じない地権者には特定農作業受委託の契約をすすめた。

## さくら市 ～ 資源作物栽培による耕作放棄地の解消 ～

### 【解消へ向けての経緯】

- ・市内南東部隣市との境に広がる丘陵地帯については、高低差のある地形、担い手不足や農地所有者の高齢化等により不作付地の増加が懸念されていた。
- ・市内農地所有適格法人が資源作物の栽培研究をはじめため、その作物を栽培する圃場(約5ha)を必要としていたことから、上記のような不作付地を解消して栽培してみようかという提案があった。

### 【交付金・事業活用の概要】

- 事業実施期間 平成26～28年度
- 対象面積 5ha
- 再生前の農地の状況  
雑草、一部樹木化が進む圃場も有
- 事業の内容  
再生作業（草刈・抜根・耕起及び整地・土壌改良）

### 【取組の成果】

- ・作付作物はエリアンサス(資源作物)というススキ科の作物で、バイオマスボイラーなどの燃料の原料となり、ペレットへ加工したのち、公共施設をはじめとした個人宅ペレット用ボイラーなどに供給していく予定である。
- ・通常の作物と違い、それほど肥培管理等に手間がかからず、病害虫や獣害被害を受けないことから放棄地解消・再生後の圃場においても維持管理が継続できる。
- ・耕作できなくなった農地を所有する他の農業者が関心を持つようになった。



再生前



再生後

### 【今後の取組】

- ・現在、資源作物を活用する事業モデルを構築中であり、この事業サイクルが生まれれば、資源作物への需要が高まり、さらなる栽培面積が必要になると考えられる。その場合にはこうした不作付地を交付金活用により解消・再生し、栽培面積を増やすことも可能ではないかと考える。
- ・不作付地解消には、費用面を含め、経費がかかるため、100%不作付地を利用しての栽培というわけにはいかない。しかしながら、解消費用を含め条件が合致すれば、交付金を活用した耕作放棄地の解消につなげられるのではないかと考える。

### 【取組推進のポイント】

- ・資源作物栽培による取組は、まだ試験的段階である。今後、資源作物の供給販売等が安定的に行われるような事業サイクルが確立され、市内のさまざまな農家に栽培への普及啓蒙が進めば、不作付地解消策の一つの選択肢として、資源作物栽培は有効だと考える。
- ・不作付地の防止には、担い手への農地の集積を基本とするが、すでに不作付け状態が恒久化している農地については、交付金等の活用による解消・再生を促す。

## 那須塩原市 ～ 遊休農地解消支援事業を活用し耕作放棄地をソバ畑へ ～

## 【解消へ向けての経緯】

- ・ 農業者が遊休農地について市へ相談し、新制度である遊休農地解消支援事業について紹介されたことにより、事業へ取り組むこととなった。
- ・ 基盤法を利用し耕作放棄地を借り、作業は自身の所有する重機を用いた。

## 【事業活用の概要】

- 事業実施期間 平成28年度
- 対象面積 59a
- 再生前の農地の状況  
木本は除去済みだが、カヤの根が繁茂し耕起が困難となっていた。
- 事業の内容  
再生作業（草刈・抜根・耕起及び整地）  
営農定着（ソバ作付）

## 【取組の成果】

- ・ 当該農地はカヤの根が繁茂しているが木本はないため、荒廃程度が比較的軽度であると判断され、国事業である耕作放棄地再生利用緊急対策の対象とならなかったが、本事業を用いることにより再生することができた。
- ・ 耕作放棄地の解消事例として、また規模拡大を目指す農業者への事業活用モデル案件となった。



再生前



再生後

## 【今後の取組】

- ・ 規模拡大を目指す農業者等へ制度を広く周知し、再生の規模拡大を図りたい。
- ・ 中山間地域では鳥獣害対策の一環ともなるため、地域の農業者への推進を図りたい。
- ・ 当市は酪農が盛んなため、飼料畑へ再生するなど、酪農振興と併せた活用を図りたい。

## 【取組推進のポイント】

- ・ 権利設定がスムーズに行えるよう、農地の貸し借りをを行う市農業公社と連携し地権者・耕作者へ制度を案内している。
- ・ 農業委員や地区の代表者が集まる会議の際に制度の周知を図っている。